【研究ノート】(『統計学』第89号 2005年9月)

企業統計改革の方向と地域・中小の視点

菊地 進*

キーワード

企業統計の改革 政府統計の構造改革 統計行政の展開方向 経済センサス 統 計調査の民間委託

はじめに

政府統計の充実については、既存の統計制度を前提に、その範囲内での改善から統計制度を含むより根本からの改善を目指す方向へと発想がはっきりと変わってきている。すなわち、社会経済の構造変化に対応しきれなくなった統計の改善はもとより、統計の体系化、統計組織のあり方、行政記録の活用といった統計制度の根幹についても変える必要性が強調され、そのために必要な法制度の見直しまで求められてきているのである。いわば統計の改革である。

2004年,内閣府に経済社会統計整備推進委員会が設けられ,「政府統計の構造改革」の方向が示されたのは,まさにこの統計改革を推進するためであった。同委員会のいう統計整備の中心的柱は,(1)社会経済の構造変化により実態が捉えられなくなった統計を改革すること,(2)統計作成に際し行政記録を活用すること,(3)統計の体系的整備を行うこと,この三つである。

行政記録の活用が強調されていることで分かるように、前者でとりわけ問題となるのは企業と企業活動の統計である。調査員の目視による調査のみでは事業所・企業の網羅的把握は困難であり、名称、所在地に関する行政記録の活用が不可欠である。その活用の中で名称、所在地情報を整備し、さらには売上高

〒171-8501 東京都豊島区西池袋3-34-1 (大学)

等の経理項目の把握を行う。こうして、同全 産業分野のすべての事業所・企業を同一時点 で調査する経済センサス(仮称)が構想され、 2011年に実施に向け、調査の対象・範囲等に ついて検討が開始されるところとなった。

経済センサス(仮称)により、事業所・企業の母集団情報の整備が図られれば、同委員会のいうように、整備の遅れているサービス業分野の統計調査の設計、精度向上にも大きな効果が見込まれる。そして、こうした網羅的な母集団名簿に基づいて作成される各産業分野の統計は、経済政策、産業施策にとって不可欠であり、一層の充実と利用が期待されるところとなる。他方、企業部門を見る場合、地域での産業・企業活動の構造と動向の把握もまた不可欠である。現下の統計改革において地域の視点からみた企業統計の利活用が進むかどうか、ここにも関心が払われなければならない。

地域経済の再生は地域自らの手で,地域の 雇用創出は地域自らの手でというのが国の基 本スタンスであり,そうであれば,地域においても自らの力が発揮されるべく,地域自ら の手で統計の作成ならびにその利活用が進められなければならない。なぜなら,地域には 国の統計では片付かない地域の独自の問題があるからである。本稿では,企業統計の面から統計改革の流れを概観するとともに,改革への期待と懸念を地域,中小の視点から見てみることにしたい¹¹。

^{*} 立教大学経済学部

1. 統計行政の新たな展開

1947年の統計法の施行により、今日のわが 国の統計行政の基本的枠組みが形作られた。 そこでは、統計の真実性を確保するため、国 が行う統計調査を指定し(指定統計調査),個 人および法人へ報告義務を課すとともに、調 査の結果知られた秘密については、厳格に保 護を行う。また、各行政機関の目的に応じた 統計調査が可能となるよう, 指定統計調査以 外の統計調査については届出を要することと し、類似の統計調査で過度の国民負担が生ま れぬよう,統計報告調整法を定めその調整を 行うこととした(52年)。具体的には、指定統 計以外の統計調査を, 法律または政令で定め る統計調査(承認統計)とそうでないものに 分け、後者については総務庁長官への届け出 を義務づけた(届出統計)。また、総務庁のも とに「統計調査の審査,基準の設定及び総合 調整並びに統計報告の調整に関する重要事項 を調査審議し、並びにこれらの事項に関し長 官に建議すること」を目的とする統計審議会 を設けた。

爾来,半世紀が経過し,121の指定統計調査 と多数の承認統計調査,届出統計調査が実施 され,これら基礎統計に基づき国民経済計算, 産業連関表,景気動向指数など多くの加工統 計が作成され,国際的にも最も充実した統計 国と評されるようになってきた。しかし,他 方,その制度的ほころびもまた目立つところ となってきている。

統計審議会は、85年に『統計行政の中・長期構想について』を答申し、指定統計以外の統計調査の秘密保護のあり方を検討する必要性を指摘した。プライバシー意識の高まりによる調査環境の変化に配慮したものである。そして、これを受け、政府は、89年に届出統計調査についても指定統計同様、秘密の保護を課すことを内容とする統計法の一部改正を行った。

こうして85年答申は統計法の不備を一部補

う形で結実した。しかし、この答申のより大事な点は、統計行政のあり方を中・長期的視点から再検討すべき時期に来ていることに注意を喚起した点にあった。なぜなら当時、アメリカのレーガン政権やイギリスのサッチャー政権下での小さな政府志向(「新保守主義」)がわが国にも押し寄せ、第2次臨時行政 調査会(土光臨調)の答申を受け、中曽根内閣下で臨時行政改革審議会(第1次行革審)が立ち上がり、行政改革へ向けた具体的動きが開始されていたからである。

『統計行政の新中・長期構想』(統計審議会, 95年)

87年,90年と2度の行革審を経て,行政改革の流れは一層加速し,94年には,行政改革推進本部が設けられ,行革推進の体制が整えられていった。他方,バブル経済の崩壊にともない産業構造,企業経営が大きく変容し,既存統計では捉えられない実態も多くなってきた。こうして,統計審議会は,統計の改善の方向をより具体的に示しながら統計行政のあり方を提言する必要に迫られ,95年に『統計行政の新中・長期構想』(以下,『新中・長期構想』とする)を答申し,その後の改善の方向を示したのである。

同答申は、中・長期的視点から、社会・経済の変化に対応して統計調査を見直すことを提言するため、統計の意義を確認するところからはじめた。すなわち、統計は、国の真実の状態を把握し、国民の生活の向上に役立てるために存在し、その作成に当っては行政目的のみならず、「広く国民生活一般の利活用のための情報提供という面についても十分配慮」しなければならないとした。いわば、国民の共有財産としての認識である。

そして,統計が,国民生活の向上に真に資するためには,統計の中立性と秘匿性が確保されなければならない。また,社会・経済情勢の中で統計がその実相を的確に反映するに

は、変化に対応した統計調査の総合的・体系 的な整備・充実が図られていかなければなら ない。さらには、調査環境が厳しい中でそう した調査を維持・実現するには、報告者負担 の軽減と効率的な調査が目指されるのでなけ ればならないとし、こうした基本視点から、 社会・経済の変化に対応した統計調査、主要 統計調査の実施時期、報告者負担の軽減と地 方統計機構等について見直すべきであるとし たのである。

ここにいう統計行政が対応すべき社会・経済の変化とは、国際化の進展、高齢化の進展、国民の価値観と選択の多様化、経済構造変化である。また、経済構造の変化とは、経済の国際化、ソフト化、サービス化、情報化である。こうした変化を踏まえ、事業所統計の整備、企業の有形固定資産の把握、サービス業関連統計の整備、世帯・家計関係統計の整備、環境統計の整備が、主要統計の整備、環境統計の整備が、支要統計の実施時期、報告者負担の軽減、地方統計機構のあり方、調査結果の利用の拡大、統計調査の効率的実施、国際協力の検討方向を提起した。

法施行型の統計審議会への移行(01年)

95年答申以後,答申の線にそった統計の見直しに向けた議論が省庁ごとに行われてきた。しかし,行革を進める立場からは,目に見える改善とは映らなかった。そうした中,行革の動きははっきりと省庁再編を射程に入れ,96年に行政改革会議を設け,その最終答申を経て,98年には中央省庁等改革基本法を成立させた。そして,00年に行政改革大綱を閣議決定させて,行政の組織・制度の改革,地方分権の推進,規制緩和の推進,中央省庁の改革の的確な実施の方針を定め,01年に新府省を発足させたのである。また,この年,57もの機関を独立行政法人へと移行させるとともに,各種審議会の整理・縮小も行っている。

ここに至り、統計の見直しも府省ごとに進めるということではすまなくなり、01年に行

政側の組織として「統計行政の新中・長期構想推進協議会」が設けられ、そのもとで取り組みの加速化と府省庁間の調整ならびに進捗状況の点検が行われることになった。この間、事業所統計を企業に関する調査事項を追加して事業所・企業統計調査としたり、事業所・企業データベースの運用を開始したりするなど、統計ならびに統計行政の改善が進められなかったわけではない。

しかし、政府側からは依然不十分と映った。小泉内閣が発足し、「官から民への構造改革」がより鮮明に打ち出され、『財政運営と構造改革に関する基本方針2002』では、「聖域を排した民業拡大」が謳われ、その中で、「総務省ならびに関係府省は、平成15年度より、ニーズの乏しい統計を廃止するとともに、雇用や環境、新サービス産業や観光などの新成長分野等ニーズのある統計を抜本的に整備する。また、総務省が中心となって、政府が保有する統計情報をインターネット上で高度に利活用できる仕組みを構築する」との方針が掲げられたのである。

本来,こうした課題に応え,統計行政の今後の方向を指し示すのは統計審議会のはずであった。しかし,01年の「審議会等の整理合理化に関する基本計画」で審議会の見直しが行われ,統計審議会については,法令に基づき個々の統計調査等について調査審議を行う法施行型の審議会へと移行し,統計と統計制度に対する政策提言を行うことは困難となった。

こうして今後の統計行政については、統計 行政側の協議の中で方向を出す以外なく、02 年から03年にかけて、「各府省統計主管部局長 等会議」において集中的な検討が行われ、同 会議の申し合わせとして03年3月に『統計行 政の新たな展開方向』が決定された。

『統計行政の新たな展開方向』(各府省統計主 管部局長会議の申し合わせ, 03年) 『統計行政の新たな展開方向』(以下,『新たな展開方向』とする)は,5年から10年後を見込んだ統計行政の進むべき道を府省間で申し合わせたものである。いわば行政の側の申し合わせである。ここで決められた取り組みの方向は,①社会・経済の変化に対応した統計の整備,②統計調査の効率的・円滑な実施,③調査結果の利用の拡大,④国際協力の推進であった。

基本的には、『新中・長期構想』の方向に沿ったものであるが、その後の社会経済状況の変化を踏まえ、それに変わるものとしてまとめられた。社会経済の変化に対応した統計の整備では、大規模経済調査のあり方、GDP関連統計の見直し、企業を中心とした統計の整備、サービス業統計の整備、IT関連統計の整備、知的財産関係統計の整備、ジェンダー統計の整備、国民生活に関する統計の整備の10項目に整理して、整備の基本方向、今後の方策を論じている。

大規模経済調査のあり方とは,分散型統計機構のもとでそれぞれ異なる周期で調査が実施されている事業所・企業統計調査,商業統計調査,サービス業基本調査,工業統計調査などの大規模調査の関係をどうするかである。これは,逆にいえば,産業全体を同一時点で網羅的に捉える産業統計が存在しないということでもあり,事業所の改廃が激しい中,それぞれの大規模調査を統合して利用する価値も低下することになる。そこで,『新たな展開方向』では,経済センサス(仮称)を創設し,既存の大規模調査を統廃合,簡素・合理化する方向を打ち出した。

GDP 関連統計の見直しでは、QE 推計の精度向上のための基礎統計の整備ならびに財政支出関連データの活用が必要であるとした。また、70年を最後に国富調査が中断され、SNA 純固定資産、民間企業資本ストックの精度が低下してきていることから、個別統計調査の有形固定資産項目の充実を図るともに、

資本ストックの推計に用いる係数を見直すこととした。

企業統計整備では、企業活動の多角化、国際化等の多様化の進展、金融・保険業等調査、企業のグループ情報の把握、生産の海外シフトの把握、設備・人員・工程のアウトソーシングの把握に資する統計の整備の方向を打ち出した。また、整備の遅れているサービス業分野の統計については、GDP統計の精度向上のための供給側統計の整備に努めるとともに、統計の整備状況全体を見渡せる統計マップを作成し、体系的整備を図ることとした。その他、NPO統計、IT関連統計、知的財産関係統計、雇用関係統計、環境統計、ジェンダー統計、国民生活に関する統計の整備の必要性を打ち出した。

II. 政府統計の構造改革規制改革・民間開放推進会議

すでに述べたように、『新たな展開方向』は、政府による「民業拡大」の方針を背景として提示されたものである。この政府方針はさらにいえば、「改革なくして成長なし」、「民間にできることは民間に、地方に出来ることは地方に」の考えのもとに打ち出されている。ただし、改革なくして成長なしといっても、その中味が問題である。所得・資産格差が拡大しようが成長さえ達成されればよいとする経済社会であってはならない。この点をどう考えるかによって、「民間にできることは民間に、地方に出来ることは地方に」の内容もまた大きく変わってくる。

政府は民間開放の一層の推進を図るため、 04年3月に『規制改革・民間開放推進3カ年 計画』を閣議決定した。そして、これを受け、 国および地方公共団体の事務および事業の民 間開放のあり方に関して調査審議する「規制 改革・民間開放推進会議」を設ける一方、「規 制改革・民間開放推進本部」を設置し、民間 開放の推進体制を固めた。すなわち、前者が 民間開放の理論的・先導的主張を展開し、後 者がその推進役を担う形を取ったのである。

こうして,「規制改革・民間開放推進会議」 がその第1次答申(04年12月)で打ち出した のが、「民間開放推進の横断的手法としての 『市場化テスト(官民競争入札制度)』|であっ た。同会議は、統計調査、製造等について民 間提案を募集し、民間の参入意欲はきわめて 高いとした上で、05年度中の事業として、「国 の統計調査事業については、 指定統計のうち、 企業を対象とする小規模な統計について、そ の企画を除く調査の実施に関わる業務を民間 に包括的に委託」することによる弊害、それ を防ぐ手段について検討を深めるとともに, 試験調査の実施をすることとした。また,05 年度以降については、「指定統計については、 国が直接調査を行っているものを速やかに民 間開放するとともに、地方公共団体を通じて 実施しているものについても, 国と地方の役 割分担等について検討し、民間開放を推進す べきである。また、指定統計以外の承認統計 については, すでに包括的な委託を受けて民 間が実施している調査もあり、極力幅広に民 間開放を推進すべきである | とした。まさに、 承認統計はもとより, 指定統計も含めて民間 開放をすべきということである。

こうした方針が採られる背景には、民間事業者の方がコスト・質の面で優れているとの判断があるが、統計の信頼性にとって不可欠なのはその質である。これはどのように保証されるのか。同会議では、「統計調査の実地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上または契約上課し、……調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである」としているが、すでに民間委託した調査においてデータの捏造(メーキング)が発覚しており、民間委託が進む結果、統計の信頼性が損なわれることのないよう慎重な対

処が望まれる2)。

小規模な承認統計でも数億円の予算規模に 上ることが多く、民間事業者の受注期待が極 めて強いことは手に取るようにわかる。また、 競争も少なくない。そして、そうであるがゆ えに一片の契約文書ですませるのではなく、 第三者機関を含めた評価・チェック機構の構 築もまた考えられなければならないであろう。

『政府統計の構造改革』(経済社会統計整備推 進委員会報告, 05年)

統計事務の民間委託については、『国の行政 組織等の減量,効率化等に関する基本的計画』 (99年4月, 閣議決定) において, 「統計事務 (集計, データベース作成・提供, 実査等) に ついては、包括的民間委託を含め、民間委託 を進め、組織の減量化を図る」との方針が打 ち出され、府省庁ごとに検討が進められるこ とになっていた。包括的民間委託とは、調査 の標本設計,調査名簿作成,調査の実施,審 査・集計,報告書の作成等のすべてを一連の まとまりとして民間に委託する手法である。 そして、04年には、行政効率化関係省庁連絡 会議において、この包括的民間委託を積極的 に導入することが方針として掲げられ、05年 3月には各府省統計主管課長等会議申合せと して、『統計調査の民間委託に関するガイドラ イン』が定められた。こうして、行政の側に おいても, 府省庁が足並みを揃える形で, 統 計業務の民間委託が進められるところとなっ

こうしたガイドラインの必要性は『新たな 展開方向』でも指摘されていたが、その作成 に向けて具体的に動き出す契機となったのは、 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004』である。ここで、「時代の変化を反映し た的確な情報把握と迅速な情報開示のため、 農林水産統計などに偏った要員配置等を含め て、既存の統計を抜本的に見直す。一方、真 に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を 充実させる」との方針が打ち出された。そしてこれを受け、同年11月、内閣府に、経済財政諮問会議議員・吉川洋を委員長とする経済社会統計整備推進委員会が設けられ、「総務省及び関係府省の取り組みを強化・支援し経済社会統計の整備の推進」が図られることとなったのである。

同委員会の審議内容の定めによれば、03年の『新たな展開方向』に盛られた施策の実施促進のための検討を行い、基本的にはその工程表の作成を目処とする委員会であった。しかし、審議が進むにつれ、制度面を含むより根底からの掘り下げに向かわざるをえなくなったと考えられる。というのは、05年6月にまとめられた同委員会の報告『政府統計の構造改革』には、その表題が示すように、内容面において『新たな展開方向』の実施促進以上のものが含まれているからである。

同委員会の審議内容および委員会で配布さ れた資料については、間髪おかずインター ネット上で公開され、「公共財としての統計」 を扱う姿勢がはっきりと示された3)。8回の 審議の後まとめられた報告では、統計の整備 にとどまらず, 統計制度をどうするかが積極 的に論じられ, 分散型統計機構のメリットを 活かしつつその弊害をなくす観点から、統計 の体系的整備を図る中期的な基本計画の策定 を制度的に位置づける必要性を強調するとと もに、その組織的保証としての「司令塔」機 能の強化を提唱した。統計行政における総合 的な調整機能は総務省統計基準部(現総務省 政策統括官)の担うところとされているが、 実態的には個別統計の審査・承認による受動 的なものにとどまり、中長期的な視点からの 統計体系のあり方や統計整備の方向を指し示 すといったことは行われていない。

これが組織としてリアルなものになるか バーチャルなものになるかは今後の検討課題 とされているが、統計作成に係る各種リソー ス(人員・予算等)の制約が出てきているだ けに、こうした統計整備のため能動的に機能する「司令塔」の確立は待ったなしの状況にあることは間違いない。また、統計基準部の機能が受動的なものにとどまってきたことでわかるように、そうした「司令塔」は、法制的措置を伴う統計制度の整備の中でしか確立しえず、この点は、後継委員会である「統計制度改革検討委員会」(05年9月設置)において、06年を目処に検討が進められることになった。そのほか、調査環境の変化から、行政記録の活用も不可欠の段階に来ており、これもまた統計法制上の根拠規定の整備を伴うものであり、後継委員会で検討されることになる。

『政府統計の構造改革』は、統計制度面で は、統計情報の多様かつ高度な利用、統計調 査の民間開放の必要性を提言し, これらは総 務省政策統括官の下の委員会でさらにつめら れていくことになった。また、統計整備その ものについては、『新たな展開方向』の線に沿 いつつ確実に整備を図る観点から, 重点と位 置づけを明確にし、経済センサス(仮称)の 早期具体化, GDP 関連統計 (SNA) の整備, サービス分野の統計の検討, ストック統計の 改善、観光統計等未整備の統計の整備を提言 した。経済センサス(仮称)については構想 ではなく具体化の検討を求めている。SNA については基礎統計の整備のみでなく,推計 手法についての情報公開を求めている。サー ビス分野の統計については, 動態統計の創設 を求めている。ストック統計については、推 計方法を含めた抜本的検討を求めている。い ずれも不可欠の提言であり、頓挫せずに進む 条件は何であるかが問題になってくる。

Ⅲ. 大規模調査の整備と中小企業統計経済センサス(仮称)の早期具体化

冒頭で述べたように、この間、統計整備に おいてとりわけ問題になってきたのは、企業 と企業活動の統計である。企業統計の改善・ 整備が大きく動き出すのは、『新中・長期構想』 以降である。ここでの提言の柱は、①事業所 を中心とする統計から企業活動を捉える統計 への整備、②海外展開・アウトソーシングを 含む生産の多様化・多角化を捉える統計の整 備、③中小企業の多様な活動を横断的に捉え る調査の整備、④企業の有形固定資産を把握 する統計の整備、⑤サービス業関連統計の充 実、この5つである。

この提言を受け, 事業所統計調査は, 企業 に関する項目を設け事業所・企業統計調査と して96年より5年周期で実施し、中間年に簡 易調査を行うこととした。また, サービス業 基本調査は、99年より5年周期で実施するこ ととした。商業統計調査については、97年よ り5年周期で実施し、中間年に簡易調査を行 うこととした。企業活動基本調査については, 企業活動の動向を経年的に把握するため95年 以降毎年実施することとした。工業実態基本 調査と商業実態基本調査については,企業活 動基本調査と連携を図りつつ, 中小企業の多 様な活動を横断的に捉えるため、商工業実態 基本調査に再編し、98年から5年周期で実施 することとした。ストックについては、法人 土地基本調査と法人建物調査を新たに実施し, その他調査においても固定資産の把握に努め ることとした。これらが、『新中・長期構想』 以降ただちにとられた措置である。

『新たな展開方向』は、こうした展開を踏まえ、現行の産業を中心とする大規模調査は異なる年次・周期で実施されており、これではわが国全体の包括的産業統計を作ることは出来ないとして、既存の大規模調査の整理・統合を行い、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス(仮称)の創設を図るべきとした。

この申し合わせをもとに、関係府省による「経済センサス(仮称)の創設に関する検討会」 (座長:清水雅彦)が設けられ、05年3月に取りまとめが行われた。これによると、事業所・ 企業統計調査の次回実施年である09年に、行 政記録を利用して事業所・企業の捕捉に重点 をおいた調査をまず実施し、その情報を有効 に利用して、経理的項目を含む調査を11年に 実施するとしている。したがって、それに伴 い,11年,13年実施予定の事業所・企業統計 調査は廃止され、また、11年実施予定のサー ビス業基本調査,11年実施予定の商業統計調 査(簡易調査)も廃止されることになる。ま た,毎年実施されている工業統計調査は,12 年調査で把握する調査事項は11年の経済セン サス (仮称) で把握することとし、それ以降 は「全数調査を行わず、裾切り調査若しくは 標本調査を検討し、併せて、調査事項の簡素 化を図る」としている。他方、農林業センサ ス,漁業センサスについては、経済センサス (仮称)との重複是正措置をとくには行わない としている。

むろんこれは、検討会レベルの判断であり、こうした調査が実際に実施されるには、行政 記録を利用した事業所・企業の捕捉の向上が 前提となる。また、これらの調査は、母集団 情報の把握といくつかの経理的情報の把握に 止まるものであり、大事なことはこの情報に 立脚した調査体系の整備である。そうなると、 分散型統計機構下での個別省庁の利害にとら われない、能動的な「司令塔」機能が不可欠 であり、また、統計制度の法的規定の見直し が必要である。その具体化は、「統計制度改革 検討委員会」に委ねられる。そして、経理的 項目を含む経済センサス(仮称)が11年に実 施されると、それ以降5年周期で調査が実施 されることになる4。

商工業実態基本調査の休止と中小企業実態基 本調査の実施

『新中・長期構想』をうけて事業所・企業に 対する大規模調査は、着実に一つの方向へと 収斂してきた。しかし、その中で一つだけ違 う展開を見せたのが、商工業実態基本調査で あった。これは、全国の中小企業のうち30万 社を標本抽出し、調査員調査によって中小企 業の経営実態を把握しようとしたものである。 98年に第1回調査が実施され、調査周期から すれば、03年が第2回調査の実施年であった。 しかし、実施に向けた予算が講じられること なく、はやくも実施困難に陥った。

そこで、担当部局を中心に中小企業実態基本調査が構想され、04年9月にその第1回調査が実施された。商工業実態基本調査は指定統計120号である。これが、承認統計としての中小企業実態基本調査に事実上切り替わったのである。それだけでなく、中小企業の経営指標として経営指導等で長く用いられてきた中小企業経営調査、中小企業の設備投資調査として知られてきた商業・サービス設備投資動向調査も廃止され、これらを合流させる形で中小企業実態基本調査が立ち上げられた。こうして、中小企業統計においては、はやくも整理・合理化が進み、様変わりする結果になったのである。05年9月にはその第2回調査が実施された。

それでも, 年次調査として実施されること になったことは前進である。新規起業は5年 間維持できるかどうかが勝負であり、5年に 1回の調査では創設を含む中小企業の実態は 捉えられない。そうした点で年次調査として 維持されたことは少なからぬ意味を持つ。し かし, 予算面の制約は小さくなく, 調査員調 査としては実施できず,郵送による標本調査 となった。また、対象数も10万社へ減じざる をえなかった。こうして実施された第1回調 査であったが、その結果は、有効回答率46.3% に達し、中小企業を対象とする郵送調査とし ては極めて高い回収率がえられた。ハガキ・ 電話による督促が繰り返された結果である。 つまり、調査対象数の大幅な減少、郵送調査 への切り替えがあったにもかかわらず、回答 企業数は7分の1程度への減少に食い止めら れたのである。調査項目においては、技術開 発,海外展開,共同開発の状況などが後退したものの,三調査の項目が基本的にクリアーされている。

予算制約の中で、担当部局が最大限の努力 をしたことは想像に難くない50。ただ、経理的 項目が半分を占めていることで分かるように, 工業統計調査同様、この調査も経済センサス (仮称)との関連がでてくる可能性もある。す でに触れたように, 年次調査の工業統計調査 は、経済センサス(仮称)実施年においては、 その情報を利用し、それ以降は裾切り調査も しくは標本調査に移行し、調査事項の簡素化 が考えられている。これは, 実施年に別途調 査をするわけにいかず,かといって経済セン サス(仮称)での項目を工業統計調査同様に 引き上げるわけにもいかないからである。こ のことからすると、中小企業実態基本調査の みならず,企業活動基本調査,法人企業統計 調査など経理的項目を含む調査も何らかの調 整・見直しを行わざるをえなくなるように思 われる。経済センサス (仮称) への期待が高 まる一方, 危惧される点もないわけでない。

IV. 必要とされる地域と中小の視点ーむすび にかえて

経済センサス(仮称)との関連が問題になるとはいえ、企業活動基本調査は取引関係等経理的項目以外の企業活動に関する調査が中心であり、微調整で済むと考えられる。また、法人企業統計調査は経理的項目が中心であるが、むしろ中間年把握を念頭に置いた積極的な位置づけの中で調整が試みられると考えられる。対象は規模比例確率で抽出され、一定規模以上は全数調査となっており比較的親和性は高い。

このように考えるともっとも懸念されるのが、中小企業実態基本調査である。指定統計から外れており、経済センサス(仮称)の実施年に同様の調査が行えるかは疑問である。そこが簡略化されると、実施年以外の調査に

も影響がおよぶ可能性がある。しかし、見直 しがあっても、簡略化ないし、廃止の方向で はなく、経済センサス(仮称)との連携によ り中小企業の多様な活動を横断的に捉える方 向へと豊富化され、維持されることが望まれ る。そして、これが地域企業の実態把握に活 かされていくことが望まれる。

わが国の産業政策にとって中小企業政策は 依然不可欠であり、それは新たな形で、地域 においてこそ展開されなければならない。地 域の企業の取引が全国展開、グローバル展開 されているからといって、労働者が商品と同 様に動いているわけではない。雇用の源は地 域の企業であり、その活動の活性化は国民経 済発展の基礎条件である。その意味で、地域 においてこそ企業活動の実態把握がしっかり なされ、それに基づく産業振興策が講じられ るのでなければならない。かつては、地方自 治体が独自に地域企業の調査を行い、地域の 産業振興策を講じてきた。しかし、そうした 取り組みは年々弱まってきている。

その背景には、地域での統計力の後退がある。政府統計は国が企画立案して地方自治体の統計担当課が実査を担う。そのことによって大変効率的に政府統計が作成されてきた。 そして、それに基づき都道府県別、市町村別集計がなされ、地域のデータとして公表され てきた。さらにそれらを加工することにより、 独自の景気動向指数や産業連関表が作られて きた。多くの自治体でここまではかろうじて 進んできた。

しかし、決定的に変化してきているのは、 地域企業の動向を継続的に調査する力である。 地域経済の再生は地域自らの手でといわれな がら, 地域企業の調査がなされなくなってい るのはなぜか。わが国の統計制度の中では, 国が企画, 地方が実査という関係のみが規定 され、地方での統計調査の企画力を位置づけ る枠組みがもともとなかった。統計法上も何 の位置づけもない。そうしたなかで、地方財 政の制約から、地方自治体は統計の担当者を 継続的に養成する余裕がなくなり、独自に企 業調査をすることが困難になってきているの である。これは独自に調査をする力のみなら ず,政府統計の実査の力の後退をも意味して いる。政府統計の構造改革においてもっとも 懸念される点はここにある。

地域にはその地域独自の問題があり、地域独自の統計を作る、地域独自の調査を行うということがどうしても必要である。そして、そうした力を持つことによって、逆に、国の統計を活かすこともまた可能になってくる。 政府統計の構造改革においては、この点もまた議論されなければならない。

注

- 1) 現在の統計改革に関する議論は、論点が多岐にわたっており、本稿ではその一側面を取り上げたに過ぎない。ところで、経済統計学会第49回全国研究総会(於;立教大学)では、共通論題セッションとして『わが国の統計改革をめぐる現状と課題』が取り上げられ、活発に議論が交わされた。このセッションでは、会員外であるが、統計審議会委員の舟岡史雄氏からの報告をえた。また、それに先立ち、関東支部2005年4月例会(於;法政大学)では、松田芳郎氏より「最近の日本の統計行政とその問題点について」と題する大変啓発的な報告をえた。この報告が全国研究総会での統計改革セッションに繋がっている。記して両氏に感謝したい。そして、これを契機に、本学会においても、統計改革をめぐる問題について、活発に議論がなされることを期待したい。
- 2) 統計調査の民間開放といっても、政府独占事業の民間開放ということではない。統計調査が独立した民業として成り立てば、どの事業者にも展開は可能なわけで、その点での制度的制約があるわけでない。問題は、民業として成り立たないが、国の実相の把握のため、国費を使って実施する必要がある統計調査をどうするかである。民間の参入意欲が強いというのは、この事業経費の受注期

待である。その意味で、これは政府事業の民間委託であって、事業の民間委譲という意味での民間 開放とは異なる。

- 3) 経済社会統計整備推進委員会においては、この間の統計整備に関する資料が配布され、委員会の 議事録とともにこれら各種資料がインターネット上で公開されており、大変参考になる。後継委員 会である統計制度改革推進委員会においても同様の措置が取られており、統計学研究者の共通認識 が大きく進むことが期待される。
- 4) 関東支部2005年12月例会(於;立教大学)において、総務省政策統括官付上田聖氏より、「経済センサスに関連する大規模産業統計調査の検討の歴史」、「現在のわが国の経済センサスの検討状況」と題する詳細な報告を受けた。商業登記情報という行政記録の利用問題が含まれており、2011年実施に向け今後も注目が必要である。
- 5) 関東支部2005年2月例会(於;立教大学)で「様変わりする中小企業統計」と題し、この調査の設計、実査の状況について中小企業庁事業環境部平野豊氏より報告をえた。ここには、日本中小企業学会の会員も多数参加した。他学会とのこうした連携もまた必要と考える。

参考文献

- [1] 統計審議会「統計行政の中・長期構想」,1985年10月,(財)全国統計協会連合会.
- [2] 統計審議会「統計行政の新中・長期構想」,1995年3月,(財)全国統計協会連合会。
- [3] 社会経済統計整備推進委員会「政府統計の構造改革に向けて」, 2005年6月10日.
- [4] 伊藤彰彦「公共財としての政府統計をいかに作成したらよいか」,『統計情報』,2004年12月号.
- [5] 坂本佶三『わが国の統計制度』、(財)全国統計協会連合会、1991年。
- [6] 竹内 啓「日本の統計制度を考える-統計の理念と制度-|,『統計』2005年1月号。
- [7] 日本学術会議『政府統計の現状と将来のあるべき姿 学術の視点からの提言』,2004年12月14日.
- [8] 松田芳郎『データの理論-統計調査のデータ構造の歴史的展開-』,岩波書店,1978年.
- [9] 松田芳郎『企業構造の統計的測定法』,岩波書店,1991年.
- [10] 松田芳郎『ミクロ統計データの描く社会経済像』, 日本評論社, 1999年.
- [11] 松田芳郎「究極の『報告者負担の軽減』方策の実現の前に立ち止まって考える:『統計法』改正のあり方」、『統計情報』2005年2月号。
- [12] 松田芳郎「世界の常識は日本の非常識・日本の常識は世界の非常識 統計法の改正の必要性-」,『統計』2005年1月号.
- [13] 溝口敏行『わが国統計調査の現代的課題』,岩波書店,1992年.
- [14] 森 博美『統計調査と統計体系』,法政大学出版局,1991年.
- [15] 森 博美「『統計法』と法の目的」, 法政大学日本統計研究所オケージョナルペーパーNo. 12, 2005年7月.